

reset-special css Edz)



国民年金·国民健康保険

国民年金

年金制度は、大きくは国民年金、厚生年金の2つがあります。

国民年金は年金制度全体の基礎的なものとして、国内に居住する20歳以上60歳未満の全員が加入し、老齢基礎年金と呼ばれる基本的な年金を支給します。

種別	対象者	加入手続き先
第1号被保険者	20 歳以上60 歳未満で自営業、農林漁業、 アルバイト、学生、無職の人など	各区保険年金課国民年金係、 各出張所
第2号被保険者	会社員や公務員などで厚生年金に加入し ている人	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者 で、20歳以上60歳未満の人	配偶者の勤務先
任意加入被保険者	・老齢基礎年金を受けるために必要な年数を満たしていない人※ ・受け取る年金額を増やしたい人 ・海外に住んでいる日本人	各区保険年金課国民年金係、 各出張所のほか 年金事務所の場合があります。

届出が必要なとき

- ▶第1号被保険者の住所・氏名が変わったとき(日本年金機構にマイナンバーが登録されている人は除く)
- ▶厚生年金をやめたとき(退職日がわかる書類が必要)
- ▶厚生年金に加入する配偶者の扶養から外れたとき (扶養から外れた日がわかる書類が必要)
- ▶任意加入するとき、やめるとき
- ■届出に必要なもの
- ▶年金手帳
- ▶身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※代理人が届出する場合は、委任状と代理人の身元確認書類

年金を受け取るとき

rowspan = 2

rowspan 2

年金を受けるには手続きが必要です。内容により手続き先が異なりますので、手続きの際はよくご確認ください。また、年金を受け取るのに、一定の要件がありますので、詳しくは手続き先へお問い合わせください。

	手続きの種類	こんなとき	国民年金の加入期間	手続き先
	老齢基礎年金の受給	65歳になったとき	第1号被保険者期間のみ	各区保険年金課国民年金係、 各出張所
			第2号、第3号被保険者 期間もある場合	年金事務所
			障がいの初診日に第1号 被保険者の場合	各区保険年金課国民年金係、 各出張所
	障害基礎年金の 受給	障がいの状態に なったとき	20歳になる前に障がいの 状態になった場合	各区保険年金課国民年金係、 各出張所
			障がいの初診日に第2号、 第3号被保険者の場合	年金事務所
	遺族基礎年金の	死亡したとき	死亡日に第1号被保険者 の場合	各区保険年金課国民年金係、 各出張所
Ba 2	受給	The concession of the concessi	死亡日に第1号被保険者 以外の場合	年金事務所

ねんきんダイヤル

年金請求などの相談

25 0570-05-1165

050から始まる電話でかける場合は

- **23** 03-6700-1165
- 時 月曜(祝日の場合は火曜) 8:30~19:00、 火~金曜8:30~17:15、 毎月第2土曜9:30~16:00 (祝日、12/29~1/3を除く)

年金事務所

()は担当する区。ご相談の際は年金手帳、身元確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

東福岡年金事務所 (東区)

東区馬出 3-12-32

\$\pi\$651-7967 \(\bar{\mathbb{F}}\) 641-4049

博多年金事務所 (博多区)

博多区博多駅東 3-15-23

2 474-0012 F) 474-7249

中福岡年金事務所 (中央区)

中央区大手門 2-8-25

2 751-1232 F715-2449

南福岡年金事務所(南区)

南区塩原 3-1-27

2552-6112 F 541-7649

西福岡年金事務所 (城南·早良·西区) 西区内浜 1-3-7

2 883-9962 F884-0149

圈 各区保険年金課国民年金係、入 部出張所保険·福祉係、西部出張所 給付係 ➡P.22~25

Youshane 3

Lowspan 2

rowspan :

owspan=2

国民健康保険(国保)

市内に居住している人で、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除き、す べての人が国民健康保険に加入しなければなりません。在留期間が3カ月を超え、住民基本台帳法の適用を受ける外国籍の人 も国民健康保険への加入が必要です。外国籍の人が加入するときは、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「パスポート」のいず れかが必要です。在留資格が「特定活動」の人は、指定書の確認が必要になります。なお、活動内容が医療目的の人や、そのお 世話をする人、観光目的の人は加入できません。

届出が必要なとぎ

14日以内に住所地の区保険年金課保険係、出張所へ届出をしてください。

colspan22

colspan 2

こんなとき		届出に必要なもの※1		
晨	他の市町村から転入したとき	(市民課に転入の届け出をする)	1	
景にかる	職場の健康保険などを脱退したときや、被扶養者でなくなったとき	健康保険等資格喪失証明書 ※3 (職場の健康保険を脱退した証明書)	キャッシュ	
分する	子どもが生まれたとき	(市民課に出生の届け出をする)	カード※2	
するとき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書		
恩	他の市町村に転出するときや、国外におおむね1年以上居住する見込みがあるとき	(市民課に転出の届け出をする)		
体を脱	職場の健康保険などに加入したときや、被扶養者になったとき	職場の健康保険証または資格取得証明書(脱退する人全員の保険証または証明書が必要)		
国保を脱退すると	死亡したとき	(市民課に死亡の届け出をする)		rows
93	生活保護を受けるようになったとき	保護決定通知書(開始)		
1 2 5	一定の障がいがある人(65歳以上)で、後期高齢者医療制度に加入したとき	障がいの内容がわかるもの(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)	/ / /	
	外国籍の人で在留資格が「特定活動」のうち、活動内容が「医療目的の人や、そのお世話をする人」、または「観光、保養その他これらに類似する活動等とされている人やその人に同行する配偶者の人」に変更になったとき	パスポート (法務大臣が交付した指定書を含む)	保険証	
	市内で転居したとき	(市民課に転居の届け出をする)		
その	世帯主や氏名が変わったとき、世帯を分けたときや一緒にしたとき	世帯を一緒にするときは両世帯の保険証		
の他	修学のため、市外に住所を定めるとき	入学許可証または在学証明書		-
	長期の入院や施設入所により、住所を他の市町村へ移すとき	入院証明書または入所証明書	and the contract of	Col
	40歳から64歳までの人で介護保険適用除外施設に入所したとき、または入所中に40歳になったとき(退所時も届出が必要)	入所証明書		To
	保険証をなくしたり汚したりしたとき	本人確認ができるもの(公的機関が発行した顔写真付きの証明書等)、使えない	くなった保険証	

※1代理人が手続きをする場合は、世帯主からの委任状及び代理人の身元確認書類が必要です。

- ※2保険料の支払いは口座振替が原則です。各区役所(出張所)保険年金担当窓口では、キャッシュカードで簡単に口座振替の手続きができます(一部金融機関を除く)。 ※3退職した職場(事業所や健康保険組合など)で発行してもらってください(用紙は、各区役所・出張所保険年金担当窓口にもあります。また、市ホームページからダウンロードもできます)。

○国保の手続きにはマイナンバーの記載が必要です。

区分	必要書類※1	必要書類数
対象者全員の番号確認書類	マイナンバーカード、通知カード※2、個人番号が記載された住民票 など	1点
東京老の真一陸副書籍	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など公的機関が発行した顔写真付きの証明書	1点
来所者の身元確認書類	保険証、保険料決定(納入)通知書、年金手帳、年金証書、住民票など	2点

※1代理人が手続きをする場合は、委任状および手続きに来庁する人の身元確認書類および対象者全員の個人番号確認書類が必要です。

※2記載事項(住所、氏名等)が住民票と一致している場合は、利用できます。

申請により受けられる給付

rowspan

保険証、預金通帳、個人番号確認書類及び身元確認書類、その他給付種類によって申請に必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。

種類	支給内容	
療養費	急病などにより保険証を持たずに診療を受けたとき はり・きゅう・あんま・マッサージを医師の同意に基づき、治療として受けたとき (健康増進・疾患予防を除く) コルセットなどの補装具代 海外渡航中に診療を受けたとき	
高額療養費	自己負担限度額を超える高額な医療費を支払ったとき(入院時の食事代などを除く)	
出産育児一時金	国保加入者が出産したとき (妊娠 12 週 (84 日) 以降は、生産、死産、流産等の別を問いません)	
葬祭費	国保加入者が亡くなったとき	

週 各区保険年金課給付係、入部出張所保険·福祉係、西部出張所給付係 ⇒P.22~25

後期高齢者医療制度 ⇒P.55 よかドック(特定健診) ⇒P.52

保険料の支払いは

国民健康保険料の支払いは、口座振替が原則です。毎回納付 に行く手間がはぶけ、納め忘れもなく、便利で安心です。



※パソコンやスマートフォン等から口座振替の申し込みができます。対象の金融機 関及び申し込みについてはホームページをご確認ください。